

申請 必ず設計着手前に！**1. 書類の提出（当該年度の11月末までに申請が必要です）**

- ①補助金交付申請書（改修：様式第4号その5、除却：様式第4号その8）
 - ②当該年度の固定資産評価証明書（家屋）（原本）
 - ③納税証明書（完納証明書）（原本）
 - ④建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等）
 - ⑤設計・工事監理費もしくは除却工事費の見積書（写し）
 - ⑥耐震改修費の概算見積書
 - ⑦補助金額計算書（様式第18号その11、12又は13）
 - ⑧診断者の神奈川県木造住宅耐震実務講習等の修了証（写し）
 - ⑨委任状（本人以外が持参する場合）
 - ⑩耐震診断結果報告書
 - ⑪緊急輸送路の障害がわかる図書
 - ⑫用途区域図
 - ⑬消費税仕入税額控除確認書（様式第4号その6）
- ※②、③、⑧は当該年度に木造住宅耐震診断補助金の交付申請をした場合は不要
 ※⑩は木造住宅耐震診断補助金の交付申請をした場合は不要
 ※⑪、⑫は必要に応じて添付

2. 提出書類の審査**3. 補助金交付決定通知書の発送**

※段階的な改修でも補助制度が利用できるようになりました。

設計 補助金交付決定後に設計着手！

撤去工事の場合除く

1. 設計着手～設計完了**2. 書類提出**

- ①設計完了申請書（様式第9号）
- ②耐震改修費の見積書
- ③耐震改修後を想定した耐震診断結果報告書

3. 提出書類の審査**4. 設計内容確認通知書の発送**

※設計費・工事監理費は、耐震改修工事まで実施しなければ補助対象になりません。

工事 設計内容確認通知後に工事着手！

撤去工事の場合除く

1. 工事着手**2. 書類の提出（壁すじかい等の施工後）**

- ①中間報告書（様式第11号）
- ※中間検査を実施します。検査希望日の1週間前までに提出し、日程調整して下さい。

3. 市の中間検査

※各改修部分の施工前、施工中、施工後の写真を記録しておいて下さい。
 金物は全箇所記録をお願いします。

完了 設計費/工事監理費/工事費/除去工事費 支払い後、1月以内に報告！**1. 書類の提出（当該年度の2月末までに実績報告が必要です）**

- ①実績報告書（様式第14号その5）
 - ②耐震改修後の耐震診断結果報告書
 - ③工事監理状況報告書（様式第17号）
 - ④耐震改修費の領収書又は請求書もしくは除却工事の領収書又は請求書（写し）
 - ⑤各改修部分の写真（施工前、施工中、施工後）
 - ⑥小田原市長あての請求書
 - ⑦消費税仕入控除税額報告書（様式第4号その7）
 - ⑧産業廃棄物管理票A票（写し）
 - ⑨建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の届出書（写し）
- ※⑧、⑨は除去工事の場合に添付

2. 改修結果の審査**3. 補助金額確定通知書の発送****4. 口座へ振り込み**

※振り込みは事業費支払い後となります。